

改正

平成30年 6 月27日規則第48号

岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例施行規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、岩国市愛宕スポーツコンプレックス管理条例(平成29年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設利用の手続)

**第 2 条** 条例第 6 条第 1 項の規定により愛宕スポーツコンプレックス内の有料公園施設(以下「施設」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、施設を利用する日までに施設利用許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可書の交付)

**第 3 条** 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により施設の利用を許可したときは、施設利用許可書(以下「許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用許可の順位)

**第 4 条** 利用の許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の提示)

**第 5 条** 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が施設を利用するときは、許可書を携帯し、職員(市長が愛宕スポーツコンプレックスの管理を委託した者の従業員を含む。以下同じ。)の要求があったときは、当該許可書を提示しなければならない。

(利用の取消し)

**第 6 条** 利用者が施設の利用を取り消そうとするときは、施設利用取消申請書に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により利用の許可を取り消したときは、施設利用許可取消承認通知書を当該利用者に交付する。

(使用料の減免)

**第 7 条** 条例第 8 条第 2 項の規定による条例別表第 2 の専用利用使用料の減免は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 条例第 8 条第 2 項の規定による条例別表第 3 の個人利用使用料の減免は、別表第 2 に定めるとおりとする。

3 条例第 8 条第 2 項の規定による条例別表第 4 の附属設備等使用料の減免は、別表第 3 に定めるとおりとする。

4 前 3 項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、第 2 条の施設利用許可申請書に別表第 1 から別表第 3 までに規定する減免の基準に該当することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

**第 8 条** 条例第 8 条第 3 項ただし書の規定による既納の使用料の還付額は、次の各号の区

分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害、降雨その他利用者の責めに帰することのできない事由により利用することができなくなった場合 全額

(2) 施設の管理上特にその必要性があると認め、利用の許可を取り消した場合 全額

2 前項の規定による使用料の還付を受けようとする者は、施設使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(施設内営業の許可)

**第9条** 条例第17条第1項の規定により施設内で臨時に物品の販売その他の業務を営もうとする者は、利用者の同意を得て施設内営業許可申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、条例第17条第1項の規定により施設内で業務を営むことを許可したときは、施設内営業許可書を前項の規定により許可を受けた者に交付するものとする。

(職員の立入り)

**第10条** 利用者は、市長が管理上必要があると認める場合に、市長から施設への職員の立入りを求められたときは、これを拒んではならない。

(破損及び滅失の届出)

**第11条** 利用者は、施設、施設の設備又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年11月4日から施行する。

#### 附 則 (平成30年6月27日規則第48号)

この規則は、平成30年7月7日から施行する。

#### 別表第1 (第7条関係)

| 利用施設                                                                             | 減免の基準                                                                                                                                                                                                                                                      | 減免割合   |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 野球場<br>ソフトボール場<br>陸上競技場<br>屋外テニスコート<br>屋外サンドバレーコート<br>屋外バスケットボールコート<br>カルチャーセンター | (1) 岩国市が主催して行う事業のために利用するとき。<br>(2) 山口県小学校体育連盟、山口県中学校体育連盟又は山口県高等学校体育連盟(以下「体育連盟」という。)が岩国市と共催して行う事業のために利用するとき。<br>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定による戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)、療育手帳制度について(昭和48年9月27 | 使用料の全額 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|            | <p>日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)の規定による療育手帳(以下「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者で組織されている岩国市内の団体が利用するとき。</p> <p>(4) 日米交流事業を行う団体が岩国市と共催して行う事業又は岩国市の後援を得て行う事業のために利用するとき。</p> <p>(5) その他市長が特別の理由があると認める事業のために利用するとき。</p>       |        |
|            | <p>(1) 体育連盟以外の団体が岩国市と共催して行う事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 利用者の半数以上が身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で組織されている団体が利用するとき。</p> <p>(3) 利用者の半数以上が、市内に住所を有する18歳以下の者で組織されている団体が利用するとき。</p>                                                                                            | 使用料の5割 |
|            | <p>岩国市の後援又は協賛を得て行う事業のために利用するとき。</p>                                                                                                                                                                                                                                              | 使用料の3割 |
| ピクニックパビリオン | <p>(1) 岩国市が主催して行う事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で組織されている岩国市内の団体が利用するとき。</p> <p>(3) 日米交流事業を行う団体が岩国市と共催して行う事業又は岩国市の後援を得て行う事業のために利用するとき。</p> <p>(4) 岩国市内の保育所、幼稚園又は認定こども園が岩国市と共催して行う事業のために利用するとき。</p> <p>(5) その他市長が特別の理由があると認める事業のために利用するとき。</p> | 使用料の全額 |

別表第2 (第7条関係)

| 利用施設                     | 減免の基準                                              | 減免割合     |
|--------------------------|----------------------------------------------------|----------|
| 陸上競技場及びカルチャーセンターランニングコース | 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。 | 使用料の全額   |
|                          | 市内に住所を有し、又は市内に通学する18歳以下の者が利用するとき。                  | 使用料の 5 割 |

別表第 3 （第 7 条関係）

| 利用設備 | 減免の基準                                                                                                                                     | 減免割合     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 附属設備 | <p>(1) 市が主催して行う事業のために利用するとき。</p> <p>(2) 日米交流事業を行う団体が岩国市と共催して行う事業又は岩国市の後援を得て行う事業のために利用するとき。</p> <p>(3) その他市長が特別の理由があると認める事業のために利用するとき。</p> | 使用料の全額   |
|      | <p>(1) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で組織されている岩国市内の団体が利用するとき。</p> <p>(2) 利用者の半数以上が、市内に住所を有する18歳以下の者で組織されている団体が利用するとき。</p>      | 使用料の 5 割 |